

非核三原則を堅持し、核兵器のない世界の実現を求める意見書

広島、長崎への原子爆弾投下から 80 年を超えた今日、世界では依然として核兵器が存在し、核兵器による威嚇や核軍拡競争への懸念が高まっています。

核兵器は、ひとたび使用されれば、瞬時に多数の尊い命を奪うだけでなく、放射線による被害を長期にわたってもたらし、被爆者とその家族に深刻な苦しみを与え、その被害は国境や世代を越えて続くものです。

我が国は、広島と長崎に原子爆弾が投下された世界で唯一の戦争被爆国であり、被爆者は長年にわたり、核兵器の非人道性を自らの体験を通して国内外に訴え、「二度と同じ苦しみを誰にも味わわせてはならない」と核兵器廃絶を求めてきました。

こうした歴史と被爆者の願いを踏まえ、我が国は 1967 年、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を表明し、1971 年には衆議院において、政府が非核三原則を遵守することを求める決議が採択され、その後も国会においてその堅持・履行が確認されてきました。

非核三原則は、戦争被爆国として核兵器による惨禍を二度と繰り返さないという国民の願いを背景とし、長年にわたり我が国の核政策を支えてきた重要な原則です。

一方で、近年、安全保障環境の厳しさを理由として、我が国における核兵器保有や「核共有」、さらには核兵器の一時的な持込みなどをめぐる議論が行われていますが、安全保障環境が厳しいからこそ、核兵器への依存を強めるのではなく、外交・対話・信頼醸成によって緊張を緩和し、核兵器の使用と拡散を防ぐ努力を強める必要があります。

また、核兵器が使用された場合、その被害は自治体の行政能力をはるかに超える規模となり、住民の生命、健康、生活基盤、地域社会そのものに取り返しのつかない影響を及ぼします。核兵器の使用を防ぎ、その廃絶を目指すことは、住民の生命と平和な暮らしを守る地方自治体にとっても重要な課題です。

よって、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務を踏まえ、政府に対し、非核三原則を将来にわたって堅持し、核兵器のない世界の実現に向けて、下記の事項を強く求めます。

記

- 1 「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を、将来にわたって堅持し、その内容を変更または形骸化させないこと。
- 2 核兵器の保有や「核共有」など、我が国が核兵器を保有・配備することにつながる政策を採用しないこと。また、「持ち込ませず」の原則を明確に維持し、核兵器の一時的な寄港・通過等についても、非核三原則の趣旨を損なうことのないよう厳格に対応すること。
- 3 唯一の戦争被爆国として、広島・長崎の被爆の実相と核兵器の非人道性を国内外に広く発信し、核兵器使用の惨禍を二度と繰り返さないための

国際的な取組を一層強化すること。

- 4 核兵器不拡散条約（NPT）をはじめとする国際的な核軍縮・核不拡散体制を重視し、すべての核兵器保有国に対して、核兵器の削減・廃絶に向けた具体的な取組を粘り強く求めること。
- 5 核兵器による威嚇や核軍拡競争に依存するのではなく、近隣諸国を含む関係国との外交・対話を積極的に進め、地域の緊張緩和と信頼醸成を図ること。
- 6 核兵器のない世界の実現を目指す自治体や市民社会との連携を強化し、次世代に核兵器のない平和な社会を引き継ぐための取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年9月18日

北海道中川郡美深町議会議長 南 和 博

【提出先】

衆議院議長	森	英介	殿
参議院議長	関口	昌一	殿
内閣総理大臣	高市	早苗	殿
法務大臣	山下	貴司	殿
総務大臣	藤井	比早之	殿
外務大臣	茂木	敏充	殿
防衛大臣	小泉	進次郎	殿